

## プロジェクト公表以降の実施内容とその主旨・今後の予定

阿武隈川緊急治水プロジェクトでは、鏡石町・矢吹町・玉川村の地域を『阿武隈川上流遊水地群』整備検討箇所として位置付けています。  
 令和2年2月より、地元のみなさまへその主旨や目的を説明し、ご意見を賜っているところです。  
 現在、遊水地の範囲を地元のみなさまへ提案する準備として、対象地域の地形測量を実施しています。



## 説明会開催状況



鏡石町住民説明会

○実施状況○  
R2.8.1(土)18:30～  
鏡石町堂鳥見山体育館

○皆様から頂いた質問や主なご意見○

- ・支川鈴川の対策を実施して欲しい。
- ・遊水地の整備までの内水対策について、国、町それぞれの考えは。
- ・住宅の高台移転の検討状況はどうか。
- ・これまで鏡石町より上流で200mm以上の雨が降ると被害が発生していることを念頭に治水計画を検討願う。



玉川村住民説明会

○実施状況○  
R2.8.19(水)18:30～  
たまかわ文化体育館

○皆様から頂いた質問や主なご意見○

- ・下流にある前田川堰により、洪水氾濫を助長していると考えており、堰の撤去を検討願う。
- ・下流の狭窄部を開削しないと被害軽減にならない。併せて河道内の堆積土砂の撤去が必要。
- ・内水対策をしっかり実施して欲しい。



矢吹町地区住民説明会

○実施状況○  
R2.8.22(土)・23(日)  
三城目集落センター

○皆様から頂いた質問や主なご意見○

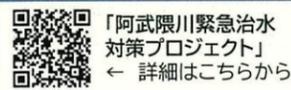
- ・今回の遊水地群調査面積は3町村それぞれの程度か。
- ・地役権方式と全面買収方式。事例と併せてそれぞれのメリット・デメリットを整理して次回説明を願う。

### 相談会を開催します！

相談会では、遊水地事業に関する相談にお答えします。  
 ご要望に応じてお伺いしますので、相談会をご希望の方は下記宛てにご連絡ください。

【お問い合わせ先】 本号を参考に下記宛てにご意見をお寄せください。

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所  
 阿武隈川上流緊急治水対策出張所 024-941-0016(代)



# 阿武隈川ニュース

—阿武隈川緊急治水対策プロジェクト—

第3号  
 令和2年12月

## 安全で安心して暮らせる地域の実現に向けて

阿武隈川を管理する福島河川国道事務所では、先人達から脈々と受け継がれた歴史ある豊かなこの地域を洪水による被害を最小限に留め、安全で安心して暮らせるよう抜本的な治水対策を実施したいと考えています。

そのためには、今後、私たちから提案させて頂く治水対策に対し、この地域に居住されている皆様からご理解とご協力そして何より忌憚のないご意見を賜ることが必要不可欠です。

本号では、これまでの説明会時のご意見や、多くの関心が寄せられた事項について、回答を掲載しています。回答内容について、皆さまより率直な疑問やご意見をお寄せ下さい。頂いた内容を精査し、今後の計画づくりの参考とさせて頂きたいと考えています。  
 なお、次号以降も継続してご意見を賜り、提案予定の遊水地を含めた治水計画の内容へ反映できればと思います。ご協力をお願いいたします。

### 過去の浸水状況

洪水年月	浸水面積	浸水戸数
昭和61年8月	342ha	182戸
平成10年8月	205ha	22戸
平成23年9月	300ha	65戸
令和元年10月	487ha	289戸※

※鏡石町、矢吹町、玉川村から聞き取り



# 説明会での質問とその回答

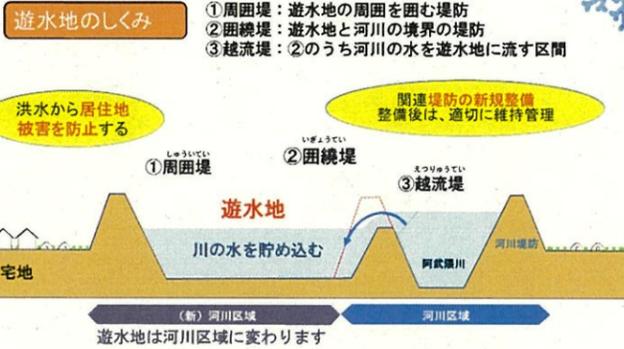


これまでの説明会などで寄せられたご意見やご質問の中から  
多くの関心が寄せられた事項を検討の進捗に併せて、  
正確にお答えできる内容について掲載しております。  
今後、事業進度に合わせて質問項目やそれぞれの回答を追加し、  
改めてご提供させていただきます。

## 質問 1) 遊水地の機能はどのようなものか。

⇒ 一般に、遊水地は、大雨が降った時に川から水があふれて洪水にならないように、河川に沿った地域で一時的に水を貯め込み、川の中の流量を少なくする(河川水位を下げる)働きを持つ施設です。

整備後のイメージ例(平常時)



## 質問 2) なぜ、この地域の治水方式が遊水地なのか。この地域の遊水地の目的は何か。

⇒ この地域は河川の流れの特徴や地形的な条件から、これまでに何度も洪水によって浸水被害を受けています。遊水地の周囲堤等を整備し、居住地の生命・財産を洪水から守るとともに、大規模洪水時には遊水地として機能を発現(水を貯め込む)させることにより、下流域の水位低減効果も図ります。

## 質問 3) 阿武隈川上流遊水地群の候補地はどのようにして検討したのか。

⇒ 候補地は以下の条件で検討しています。  
阿武隈川沿川において、以下の条件に該当する地区から抽出しています。  
・平坦かつ広範囲なエリア。  
・過去に洪水による大きな浸水があり、堤防整備など一般的な対策のみでは氾濫リスクの解消が困難と考えられるエリア。  
・浸水の要因が、川幅の狭まる狭隘部の上流など、水が溜まりやすい地形のエリア。  
上記の条件に基づく検討の結果、洪水をこの地域で調節すること(遊水地整備)が最も効果的であると考えています。

## 質問 4) 阿武隈川上流遊水地の目的は如何に。 ～下流のために犠牲になるのか～

⇒ 前問回答のとおり、遊水地はこの地域における特性を考慮した治水対策として最も有効と考えています。阿武隈川上流遊水地の目的は、2つです。  
第1に、地形測量結果を反映した治水対策を立案し、再度東日本台風級の出水が発生した場合には、この地域の居住地の洪水被害を軽減する。  
第2に、阿武隈川上流域全体の治水を考えた場合、この地域で一時洪水を貯め、一気に洪水が押し寄せることがないように洪水のピーク流量を抑制し、下流域の居住地の洪水被害を軽減する。  
この地域の将来にとって、最も効果的な治水対策となるよう、ご意見を賜りながら具体的な計画を検討して参ります。

## 質問 5) 遊水地ができるまでの治水対策は如何に。

⇒ 令和2年7月、福島県からこの区間の河川管理を国が引継ぎ、昨年の東日本台風により被災した堤防などの河川管理施設の復旧作業を鋭意実施しています。併せて、洪水や地震によって施設に被害が生じないように、堤防除草、川の中の樹木など障害物の除去、川の流れを良くするような河道整正を川を監視しながら継続して実施します。  
また、堤防の構造上の弱点がないか等点検調査し、必要に応じて補修工事など実施します。

## 質問 6) この地域の遊水地整備手法はどのようなものがあるか。

⇒ 遊水地の整備にあたり、地内の土地の補償方式は、大きく「用地買収方式」と「地役権設定方式」の2つが考えられます。

## 質問 7) 「用地買収方式」、「地役権設定方式」とはどのようなものか。

⇒ 「用地買収方式」は遊水地内の土地を全て用地買収(=土地の所有権を取得)することにより、湛水する(一時的に水を貯める)区域を確保する方式です。  
用地買収に対する補償額は、評価額の全額です。  
補償額(評価額の全額)が租税特別措置法(所得税の控除等)<sup>※1</sup>の対象になります。

⇒ 「地役権設定方式」とは、洪水時に遊水地内に湛水させる(一時的に水を貯める)ため、土地を使用する権利として「地役権<sup>※2</sup>」を設定するものです。  
周囲堤、越流堤等の工事に必要となる部分(堤防敷等)のみを買収し、それ以外の遊水地内の土地は洪水時に土地を使用する権利(地役権)を設定します。  
地役権設定部分に関する補償額は、評価額の約2.5~3割程度です。  
補償額(評価額の約2.5~3割)が租税特別措置法(所得税の控除等)<sup>※2</sup>の対象になります。  
地役権を設定した土地については、用地買収を行わないため、土地の所有権は所有者の方々のままです。従前どおり耕作できます。  
なお、一度地役権設定し、補償額を受け取った後で、状況の変化により買収に変更する場合には、租税特別措置法(所得税の控除等)の対象にはなりません。  
(例:地役権設定し補償額を受け取った数年後、営農を止める事になり、遊水地事業の買収に応じる場合。など)

※1: 所得税の控除制度とは  
土地収用法やその他の法律で収用権が認められている公共事業のために土地建物を売った場合には「譲渡所得税を5000万円まで控除する特例」と「代替資産の取得に充てた補償金額分は資産の譲渡がなかったものとみなす特例」のいずれか一方の特例を受けることができます。

※2: 地役権とは  
他人の所有する土地を自分の土地の利便性を高めるために利用することができる権利(民法第280条)。地役権を設定した場合には、皆様の土地を「承役地」、国の土地(堤防敷)を「要役地」として権利登記を行います。登記記録には、地役権の目的、範囲、要役地が記載されます。